

令和5年第1回京丹波町議会臨時会

令和5年11月24日（金）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 議会運営委員の選任

2 議会に付議した案件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 追加第 1 議長辞職について
- 追加第 2 議長の選挙
- 追加第 3 副議長辞職について
- 追加第 4 副議長の選挙
- 追加第 5 議席の変更
- 第 4 常任委員の選任
- 第 5 議会運営委員の選任
- 追加第 6 特別委員の辞任許可及び同委員の選任
- 追加第 7 京都中部広域消防組合議会議員の選挙
- 追加第 8 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙
- 追加第 9 国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙
- 追加第 10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加第 11 京都地方税機構議会議員の選挙
- 追加第 12 同意第3号 監査委員の選任について
- 追加第 13 閉会中の継続調査

3 出席議員（13名）

議席変更前		議席変更後	
1番	山崎裕二君	1番	山崎裕二君
2番	伊藤康二君	2番	山崎眞宏君
3番	居谷知範君	3番	畠中清司君
4番	谷口勝巳君	4番	伊藤康二君
5番	東まさ子君	5番	居谷知範君
6番	山田均君	6番	西山芳明君
7番	畠中清司君	7番	隅山卓夫君
8番	山崎眞宏君	8番	谷口勝巳君
9番	西山芳明君	9番	山田均君
10番	隅山卓夫君	10番	東まさ子君
11番	松村英樹君	11番	松村英樹君
12番	森田幸子君	12番	森田幸子君
13番	梅原好範君	13番	梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（5名）

町長	畠中源一君
副町長	山森英二君
総務部長	松山征義君
総務課長	田中晋雄君
教育長	松本和久君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・松村英樹君、12番議員・森田幸子君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に畠中町長ほか、関係者の出席を求めました。

10月5日から6回にわたり、議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた協議が行われ、議会だより第81号の発行をいただきました。

10月12日、13日には、総務産建常任委員会による岡山県真庭市での管外視察研修が実施されました。

また、10月24日、25日には、教育福祉常任委員会による岡山県奈義町での管外視察研修が実施されました。

10月26日には、京都府町村議会委員長研修会が京都市内で開催され、各委員長に出席いただきました。

10月30日、31日には、滋賀県で開催された全国市町村国際文化研修所主催の市町村議会議員特別セミナーに、1班目として、6人の議員の方々に参加いただきました。

11月10日に議会運営委員会が開催され、常任委員会構成替え等について協議されました。

11月15日に全員協議会が開催され、本臨時会の内容について確認いただきました。

また、同日に教育福祉常任委員会が開催され、管外視察研修の総括としての意見交換が行われました。

11月17日には、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

その後、総務産建常任委員会が開催され、管外視察研修の総括としての意見交換が行われました。

これで諸般の報告を終わります。

それでは、町執行部の皆様並びに傍聴者の皆様には、大変恐縮ですが、ただいまから一旦退席をお願いいたします。執行部の皆様には、後ほど出席をいただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時06分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一身上の都合により、議事の進行を森田副議長をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時08分

○副議長（森田幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《追加日程第1、議長辞職について》

○副議長（森田幸子君） ただいま、議長の梅原好範君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森田幸子君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、梅原好範君の退場を求めます。

(梅原議長 退場)

○副議長(森田幸子君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(長澤 誠君) 令和5年11月24日。京丹波町議会副議長 森田幸子様。京丹波町議会議長 梅原好範。辞職願。このたび、京丹波町議会の運営に関する基準第10、辞職に基づき、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長(森田幸子君) お諮りします。

梅原好範君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森田幸子君) 異議なしと認めます。

したがって、梅原好範君の議長の辞職を許可することに決定しました。

梅原好範君の復席を求めます。

(梅原好範君 13番に復席)

《追加日程第2、議長の選挙》

○副議長(森田幸子君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議長選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森田幸子君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに

決定しました。

追加日程第2、議長選挙を行います。

初めに、議長選挙に係る所信表明を希望される議員は申し出てください。

その際、所信表明は、登壇席で行います。

なお、複数の希望者がある場合は、議席番号順に行います。

梅原好範議員。

- 13番（梅原好範君） ただいま実施されております議長選挙の所信表明に際しまして、副議長の許可をいただき、発言をさせていただきます。

まずもちまして、この2年間、大変不都合な議長の進行にもかかわらず、各議員の皆さん、そして事務局の皆さんには多大なご理解の下で、ご協力、そしてご指導いただきましたことを深く御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

ご承知のように、コロナ禍で停滞する世情ではありましたが、複数回にわたる役場内での講師を招聘しての研修、そしてタブレットの全議員また事務局に対する貸与、そして先般の委員会による管外視察研修と、皆様のご理解をいただきながらたび重なる行事を実施してまいったところでございます。それに際しましては、各議員のご理解はもちろんのこと、事務局の大変なご苦勞によりまして、予算的裏づけをいただいたことも事実でございます。総務産建常任委員会の帰りの車中で、居谷副委員長が申されたことが私頭に残っておりますけれども、皆さんの協力のおかげで無事に議員研修が終わろうとしている。しかしながら、研修が終わっただけでは何の意味もない。これを京丹波町議会に持ち帰って、議会として、そして議員としてしっかりと京丹波町のまちづくりに生かすことが重要である。そう閉会挨拶をされました。この2年間の活動もまさにそのとおりで、いろんな研修、また通信機器の導入をやってまいりました。しかし、これらはそのツールに過ぎません。

今後とも、それを本当に自分のものとして、議会のものとして生かすために、なお一層、皆様のご協力の下、取り組んでまいる覚悟でございますので、どうかご支援賜りますようお願い申し上げます。表明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

- 副議長（森田幸子君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（森田幸子君） それでは、投票用紙及び投票箱の準備のため、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時17分

- 副議長（森田幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。休憩前に行いました希望者による所信表明は地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（森田幸子君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員・山崎裕二君、2番議員・伊藤康二君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

投票用紙を配付します。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○副議長（森田幸子君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（森田幸子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○副議長（森田幸子君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1番 山崎裕二議員、2番 伊藤康二議員、3番 居谷知範議員、4番 谷口勝巳議員、5番 東まさ子議員、6番 山田 均議員、7番 畠中清司議員、8番 山崎眞宏議員、9番 西山芳明議員、10番 隅山卓夫議員、11番 松村英樹議員、12番 森田幸子議員、13番 梅原好範議員。

○副議長（森田幸子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森田幸子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山崎裕二君、伊藤康二君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（森田幸子君） 選挙の結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効投票ゼロ票でございます。

梅原好範議員 7 票、西山芳明議員 6 票。

以上のとおりであります。

○副議長（森田幸子君） 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、梅原好範君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○副議長（森田幸子君） ただいま、議長に当選された梅原好範君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

この際、梅原好範君の挨拶を受けることにします。

梅原議長。

○議長（梅原好範君） 私の思いは、先ほど表明として発言させていただいたとおりでございます。その履行をしっかりと実現に向けて努力しながら、ただいまの票数にもありますように、全ての議員の一致団結した活動を目指せるように努力してまいりますので、皆さん方も引き続きご理解、ご協力賜りますことを心からお願い申し上げまして、当選のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（森田幸子君） 梅原議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 32 分

再開 午前 9 時 34 分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《追加日程第3、副議長辞職について》

○議長（梅原好範君） ただいま、副議長の森田幸子君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森田幸子君の退場を求めます。

（森田副議長 退場）

○議長（梅原好範君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） 令和5年11月24日。京丹波町議会議長 梅原好範様。京丹波町議会副議長 森田幸子。辞職願。このたび、京丹波町議会の運営に関する基準第10、辞職に基づき、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） お諮りします。

森田幸子君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

したがって、森田幸子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

森田幸子君の復席を求めます。

（森田幸子君 12番席に復席）

《追加日程第4、副議長の選挙》

○議長（梅原好範君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

初めに、副議長選挙に係る所信表明を希望される議員は申し出てください。

所信表明は、登壇席で行います。

なお、複数の希望者がある場合には、議席番号順に行います。

2名の希望がありますので、議席番号順、8番 山崎眞宏君。

○8番(山崎眞宏君) このたび、京丹波町議会副議長選挙に立候補させていただきました山崎眞宏です。

副議長選挙に立候補するに当たり、一言、所信表明を述べさせていただきます。

議会は、町民から直接選挙で選ばれた議員で構成する合議体であります。町民の代表者として地方自治の本旨に基づき、議会活動を通して町民の方々の福祉向上や地域発展を目指すこと、また、議員一人ひとりの思想・信条や意見の相違、多様性を尊重しながら切磋琢磨し、お互いに理解し、連携し、議論し、集約していくことが議会の役割であると考えます。こうした合意形成のプロセスを大切にし、二元代表制の一翼を担う議会として、強い議会となるよう取り組む所存です。

最後に、町民が求める信頼される議会を目指して、議長の補佐役として努めてまいりますことを申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

各議員のご推挙を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(梅原好範君) 続いて、森田幸子議員。

○12番(森田幸子君) 立候補するに当たり、所信を述べさせていただきます。

初めに、副議長として2年間、皆様には大変お世話になりありがとうございました。

私は、町民から負託を受けた代表として、常に町民の側に立ち、町民生活向上のために使命と責任を果たさなければならないと考えます。そのためには、私自身、先頭に立って、町民に開かれた、町民から信頼される町議会構築のために、不断の努力と研さんを行ってまいります。

次に、町議会の役割として、町民の皆様の意見を真摯に受け止め、謙虚に耳を傾けながら共に考え、共に歩める議会を目指します。

また、町民の皆様の信頼に応えられる議会を構築していくためには、ここにおられる議員の皆様お一人お一人の努力と行動が不可欠であります。

私自身、微力ながら梅原議長を全力で支え、梅原議長を先頭に、これからも中立・公平・公正な議会運営に努めてまいります。

どうか議員皆様方のご賛同とご支援を賜りますように心からお願い申し上げます、私の副議長選挙における所信表明とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（梅原好範君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） それでは、投票用紙及び投票箱の準備のため、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様に申し上げます。休憩前に行いました希望者による所信表明は、地方自治法では規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（梅原好範君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番議員・居谷知範君、4番議員、谷口勝巳君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

投票用紙を配付します。

投票は、単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○議長（梅原好範君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（梅原好範君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、呼び上げます。

1 番 山崎裕二議員、2 番 伊藤康二議員、3 番 居谷知範議員、4 番 谷口勝巳議員、  
5 番 東まさ子議員、6 番 山田 均議員、7 番 畠中清司議員、8 番 山崎眞宏議員、9  
番 西山芳明議員、10 番 隅山卓夫議員、11 番 松村英樹議員、12 番 森田幸子議員、  
13 番 梅原好範議長。

よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

居谷知範君、谷口勝巳君、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（梅原好範君） 選挙の結果を事務局長に報告させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） 副議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロでございます。

森田幸子議員7票、山崎眞宏議員6票。

以上のとおりであります。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、森田幸子君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（梅原好範君） ただいま、副議長に当選された森田幸子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この際、森田幸子君のご挨拶をお受けすることにします。

森田副議長。

○副議長（森田幸子君） ただいま、皆様のご支援により副議長として、今後2年間、皆様とともに議会活性化のため、町民生活向上のために頑張っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

《追加日程第5、議席の変更》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議会とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時13分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第5、議席の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定に基づき、議席の変更をいたします。

議席は、お手元に配付した議席の一覧表のとおりであります。

事務局長に議席一覧表を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、読み上げます。

1番 山崎裕二議員、2番 山崎眞宏議員、3番 畠中清司議員、4番 伊藤康二議員、5番 居谷知範議員、6番 西山芳明議員、7番 隅山卓夫議員、8番 谷口勝巳議員、9番 山田 均議員、10番 東まさ子議員、11番 松村英樹議員、12番 森田幸子議員、

13番 梅原好範議員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午後 1時35分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第4、常任委員の選任》

○議長（梅原好範君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、各常任委員の名前を朗読させていただきたいと思  
います。

議席順に読み上げます。

総務産建常任委員会。

山崎眞宏委員、畠中清司委員、西山芳明委員、隅山卓夫委員、谷口勝巳委員、山田 均委  
員、松村英樹委員、森田幸子委員。

教育福祉常任委員会。

山崎裕二委員、畠中清司委員、伊藤康二委員、居谷知範委員、西山芳明委員、谷口勝巳委  
員、東まさ子委員、松村英樹委員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、総務産建常任委員会から報告させていただきます。委員長に隅山卓夫委員、副委員長に山崎眞宏委員。

教育福祉常任委員会でございます。委員長に東まさ子委員、副委員長に畠中清司委員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。よろしくお願いたします。

暫時休憩に入ります。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時09分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 《日程第5、議会運営委員の選任》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、申し上げます。

議席順に報告をさせていただきます。

山崎裕二委員、居谷知範委員、西山芳明委員、隅山卓夫委員、東まさ子委員、森田幸子委員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、朗読させていただきます。

議会運営委員会、委員長に西山芳明委員、副委員長に居谷知範委員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。

《追加日程第6、特別委員の辞任許可及び同委員の選任》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

議会広報広聴特別委員会の全委員から特別委員を辞任したい旨の申出がありますので、この際、特別委員の辞任許可及び同委員の選任を日程に追加し、直ちに本件を議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員の辞任許可及び同委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6、特別委員の辞任許可及び同委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会広報広聴特別委員会の全委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、全委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時57分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

特別委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、朗読させていただきます。

議会広報広聴特別委員会委員でございます。山崎裕二委員、居谷知範委員、隅山卓夫委員、東まさ子委員、松村英樹委員、森田幸子委員。

議席順にお呼びしました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時58分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） 議会広報広聴特別委員会、委員長に居谷知範委員、副委員長に山崎裕二委員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《追加日程第7、京都中部広域消防組合議会議員の選挙》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

京都中部広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、京都中部広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7、京都中部広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

京都中部広域消防組合議会議員に、私と隅山卓夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した私、梅原好範と隅山卓夫君を京都中部広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、梅原好範と隅山卓夫君が京都中部広域消防組合議会議員に

当選しました。

ただいま、京都中部広域消防組合議会議員に当選した私、梅原好範と隅山卓夫君が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に森田幸子君、東まさ子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した森田幸子君、東まさ子君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した森田幸子君、東まさ子君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、船井郡衛生管理組合議会議員に当選された森田幸子君、東まさ子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第9、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙》

○議長(梅原好範君) お諮りします。

国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

国民健康保険南丹病院組合議会議員に、私、梅原好範を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した私、梅原好範を国民健康保険南丹病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、梅原好範が国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選しました。

ただいま、国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選した梅原好範が議場におります。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙》

○議長(梅原好範君) お諮りします。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、梅原好範を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した私、梅原好範を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、梅原好範が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した私、梅原好範が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第11、京都地方税議会議員の選挙》

○議長(梅原好範君) お諮りします。

京都地方税機構議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、京都地方税機構議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第11、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

京都地方税機構議会議員に隅山卓夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した隅山卓夫君を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した隅山卓夫君が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま、京都地方税機構議会議員に当選された隅山卓夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時17分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の皆さんには、長時間、大変お待たせいたしました。

お手元に配付の議会構成表のとおり、議長には私、梅原好範が、副議長には森田幸子議員が、また各常任委員会、特別委員会の委員会構成につきましても、ご覧の一覧表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

今後ともよろしく願いいたします。

《追加日程第12、同意第3号 監査委員の選任について》

○議長(梅原好範君) 議事に戻ります。

ただいま、畠中町長から同意第3号が提出されました。

お諮りします。

同意第3号 監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第12、同意第3号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山崎裕二君の退場を求めます。

(山崎裕二君 退場)

○議長（梅原好範君） 町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、説明させていただきます。

同意第3号 監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に山崎裕二氏を選任することをお願いしております。

山崎氏は、平成25年11月に京丹波町議会議員となられ、議会広報広聴特別委員会委員長や議会運営委員会副委員長を歴任されるなど、ご活躍いただいております。人格高潔で、豊かな知識とご経験を基に、職務を適切に行っていただけるものと存じております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 監査委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

山崎裕二君の復席を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《追加日程第13、閉会中の継続調査》

○議長（梅原好範君） 議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。  
お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和5年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 松村 英樹

〃 署名議員 森田 幸子